

文書館  
の  
逸品展

県報から見る

徳島県の歴史

県の条例や告示などを県民に公示する「県報」を通して、明治初期から現代までの徳島県の歴史を辿ります。

【期間】

平成二十九年

四月二十五日(火)から八月六日(日)

午前九時三十分から午後五時

【休館日】

毎週月曜日・毎月第三木曜日

(月曜が祝日の場合その翌日)

【会場】

徳島県立文書館 二階 展示室

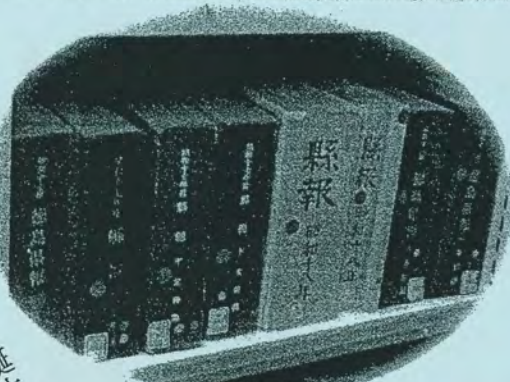
【展示解説】

六月四日(日)

七月二十三日(日)

午後一時三十分から

入場無料



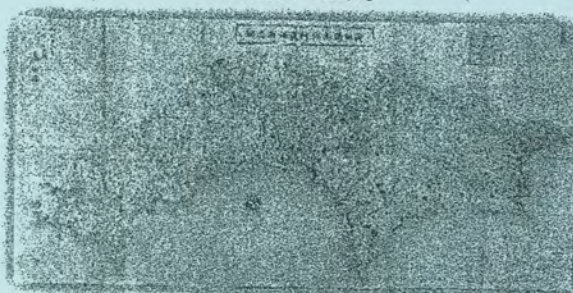
「徳島県報」誕生！

▲徳島県「県報」



▲光慶図書館 (旧県立図書館)

県報は何を伝えてきたのか！  
明治二十九年四月十六日



▲高知県土佐阿波両国之図



▲徳島県立高等女学校



Tokushima Prefectural Archives  
文化の森総合公園 徳島県立文書館

〒770-8070 徳島市八万町向寺山  
Tel.088-668-3700・FAX.088-668-7199  
<http://www.archiv.tokushima-ec.ed.jp/>



## ごあいさつ

徳島県報は県の条例や規則などを告知するために、県が定期的に発行している刊行物です。廃藩置県によって成立した直後の1871(明治4)年8月に出された『管内布達』第1号以来、時代によって名称は変遷しますが、今日に至るまで途切れることなく連綿と発行し続けられてきました。一部の欠損はありますが、当館はその大半を保存・公開しています。一見何の変哲もない、ある意味無味乾燥とも思われがちな県報ですが、明治以降の徳島県とそこに暮らしてきた人々の歴史を伝える貴重な歴史資料となっています。

今回の文書館の逸品展「県報から見る徳島県の歴史」では、徳島県報と関連資料を通して、明治初期における徳島県の成立と変遷、自由民権運動の盛り上がりとそれへの弾圧、県立学校や図書館の設置、終戦の混乱とそこからの復興などを紹介いたします。これを機会に徳島県の近代史と歴史資料としての徳島県報の重要性を再認識していただければ幸いです。

最後になりましたが、貴重な歴史資料を保存してこられた関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成29年4月25日

徳島県立文書館長 徳野 隆

### 終戦は8月5日？ 一県民に終戦を告げる徳島県知事諭告一

1945(昭和20)年8月、日本国政府はポツダム宣言を受諾し、長く苦しかった戦争の時代に幕が下ろされた。徳島県は終戦を県民に伝える県知事岡田包義名の徳島県諭告第一号を出す<sup>かたよし</sup>が、この諭告<sup>めいこく</sup>が掲載された徳島県報の日付が「20. 8. 5」となっている。単純な校正ミスであるが、これが見逃されてしまったところからも終戦当時の混乱ぶりがうかがわれる。





## 徳島県報とは

徳島県報は、徳島県が定期的に発行している刊行物で、徳島県で定められた条例や規則などを広く県民に周知するために作られてきた。現在の県報には、条例（地方公共団体（徳島県）が国の法律とは別に定める自主法。地方議会（徳島県議会）の出席議員の過半数にて決定される。日本国憲法第94条を根拠とし、地方自治法の規定に基づき制定される。）、規則（法規の性質を持たない行政命令（徳島県による。）など、知事は法令に違反しない限り行政の事務規則を定めて罰則規定を設けることもできる。）、告示（行政庁（徳島県）が決定した事項を公式に知らせる。）、訓令（行政庁（徳島県）が域内の市町村または職員（徳島県職員）に対して発する命令。）、県機関の規則などを掲載することになっている（徳島県報発行規則）。現在は、県のホームページで検索・閲覧が可能である。

徳島県立文書館（以下当館）では、徳島県総務課が長年保存してきた徳島県報の原本のうち、30年経過した原本を保管し公開している。現在残されている徳島県報は、1871（明治4）年8月からであり、同年7月に行われた廃藩置県により徳島藩が徳島県となった以降である。

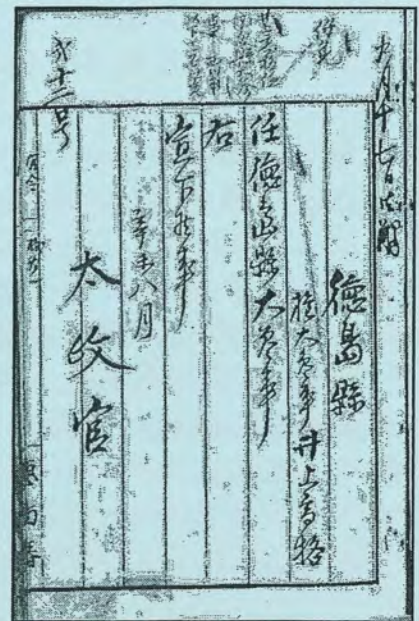
その第1号は、徳島県の会計係が出した「<sup>かんろくきゆうろく</sup>官禄給禄」の支払いに関する定めである。それまで徳島藩士に与えられていた領地や給禄は、1870（明治3）年から「官禄給禄」という形で金銭または穀物で与えられる形に変わっていた。その給与をなかなか受け取らない者があるので期限を9月10日に定めるという、事務的な布達である。

第12号には、明治政府の太政官が、徳島県大参事（徳島県知事に相当する）に井上高格を任命する文書の写しが掲載されている。8月に太政官が作成したものを9月17日に県内に触れ出していることがわかる。初期にはこうした、県から発せられた様々な布達が番号を付されランダムに収められている。

その後、法令の分類、形式、公布の方法などが定められ、手書きで作られていたものが活版の印刷物となり、徐々に整えられていく。1875（明治8）年までは「<sup>かんないふたつ</sup>管内布達」、1885（明治18）年までは「達」、

同年からは徳島の印刷会社である不舍堂出版が印刷物として「徳島県布達全報」を出版している。1887（明治20）年からは「本県公布全書」と名前を変え、1912（明治45）年からは現在と同じ「徳島県報」と名を変えている。

1911（明治44）年の1年分が丸々抜けていたり、簿冊の中で欠けてしまっているものもあるが、1871（明治4）年の徳島藩廃止・徳島県設置以来、連綿と県が作り続けてきているものであり、行政庁としての徳島県の全ての変遷をたどることのできる唯一の公文書といえる。



明治4年第12号布達



## 徳島県の成立と県報

1871（明治4）年7月の廃藩置県は、西欧諸国のような近代国家に向かうために、中央集権体制の確立を目指して政府が実施した改革の一つであり、明治維新の最大の改革といわれている。廃藩置県が完了するまでには、県域や財政の問題、加えて政府の意向などもあり、各県の設置、廃止、合併などが繰り返されている。

徳島県も明治4年の設置から1880（同13）年に再度設置されるまでの間、県名や県域が繰り返し変更されており、その経過は、次のとおりである。

「徳島県を設置（明治4年7月）」→「<sup>みょうとうけん</sup>名東県に改称（同年11月）」→「名東県に香川県を合併（明治6年2月）」→「名東県から香川県が独立（明治8年9月）」→「名東県を廃止し高知県に合併（明治9年8月）」→「高知県から独立し徳島県を再設置（明治13年3月）」

これら変遷にともない政府や県から公布された多数の初期法令などは、江戸時代以来の旧村や大区・小区などの行政組織を通じて県民に周知されていた。その際の周知手段は、官庁からの命令である管内布達であり、江戸時代の御触書と同様に取り扱われていた。当館で所蔵する本県で最初に発行された明治4年の「県報」には、法令とともに、犯罪者の人相書きなども含まれている。

県名などの変遷に関係する県報に収められていた管内布達には、次のようなものがあり、当時の公式記録として貴重な資料となっている。なお、この中には、徳島県独立の気運を高める契機の一つとなった、徳島支庁が徳島出張所に降格されたときの布達があり、周知先は「土佐・阿波両国一般へ」として両国の県民へ直接知らせる形を取っている。

○「徳島県を設置」・・明治4年8月の徳島県管内布達第12号（井上高格<sup>たかのり</sup>徳島県大参事（知事）に任命：太政官）

○「名東県を廃止し高知県へ合併」・・明治9年9月18日付け高知県管内布達（名東県を廃止し高知県へ合併：高知県権参事（副知事）、同日付け名東県県限布達番外（土地人民高知県へ引渡：元名東県→各区へ）、同年10月6日付け高知県管内布達番外（元名東県庁に支庁設置：高知県令（知事））



高知県土佐阿波両国図（高知県発行）  
1879（明治12）年岩村家文書

日付け高知県甲号達第295号（徳島支庁廃止・徳島出張所設置：高知県令→土佐・阿波両国一般へ）

○「高知県から独立し徳島県を再設置」・・明治13年3月9日付け高知県甲号達第46号（高知県令が徳島県令を兼務：高知県令）、同日付け同第47号（徳島県を置き阿波一国を管轄：高知県令）



## 徳島の自由民権運動と県報

明治維新によって新しい時代がやって来た。新しい日本をどういう国にしてい  
くのかを真剣に考え、明治政府のめざす方向とは違う道を構想した人々が、自由  
民権運動を呼びかけた。憲法を作り国会を開こう、税金を安くしろ、言論や集  
会が自由な世の中にしよう、という彼らの訴えは多くの人々に受け入れられ運動  
は全国に広がり、日本で最初の国民的な民主主義運動となった。

徳島でも1874(明治7)年8月小室信夫(民撰議院設立建白書の起草者の一人)  
・井上高格・賀川純一(賀川豊彦の父)らが首唱して自助社が設立され、先駆的  
な自由民権運動が開始された。

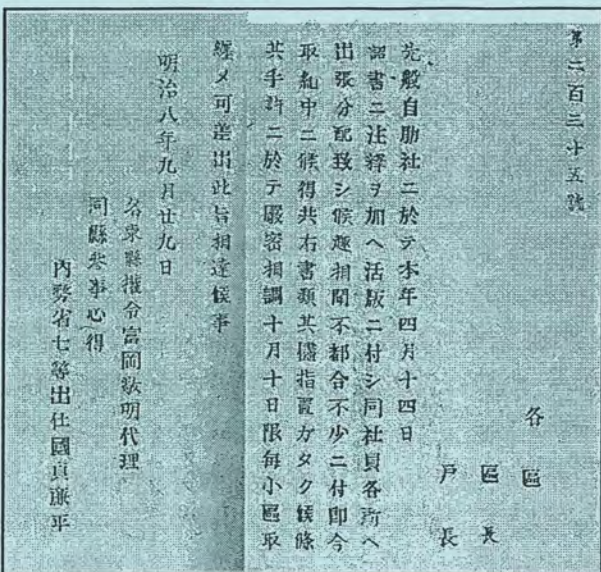
1875(明治8)年4月14日に出された詔勅「漸次立憲政体樹立の詔」(明治8年  
4月14日太政官第58号布告)は五箇条の御誓文の趣旨を拡充して、元老院・大審  
院・地方官会議を設置し、段階的に立憲政体を立てることを宣言した。

この詔勅を「未曾有の有り難きご意向」と考えた自助社は、同年6月解説書  
「通諭書」(シヤ0000400)を作成・頒布した。通諭書には「軍事・条約・課税・法律・  
予算について役人だけで決めるのは止め、すべて人民の意見を聴くように改める。  
そのために小区会・大区会・県会・国会と順々に人民議会を開設していく。政治は  
人民自ら行うものであり、天皇や役人の一方的なやり方に任せるものではない。  
天皇は国王という御役人で日本政府の長官である。増税する場合も人民の同意の  
上で行うべきである」と憲法制定や議会開設を遅らせる政府を鋭く指弾した。

この「通諭書」の内容が参議木戸孝允・伊藤博文・大久保利通らの間で、国家の  
重大問題と取りざたされた。その結果名東県は、「不都合があるため、ただちに  
調査しているので、取り急ぎ10月10日までに通諭書を回収するように」という内  
容の布達を各小区におこない(イウ00696000)、大審院では同書の11ヶ所を問題  
視して、井上高格以下幹部数名を国事犯として逮捕、厳罰に処した。

「通諭書事件」は徳島の自由民権運動に大きな衝撃を与えることとなった。その  
間名東県は、国会開設の準備段階として、1875(明治8)年8月第185号布達にお  
いて「区戸長は従来官僚が申付けていたが、今後は人民の望みで公選することと  
した」。

さらに1879(明治12)年1月甲第21・22号布達によって県会開設、県会議員選挙  
(2月)が実施された。このように地方では国会に先立って選挙による議会が発  
し、その県会は自由民権運動の重要な舞  
台のひとつとなった。



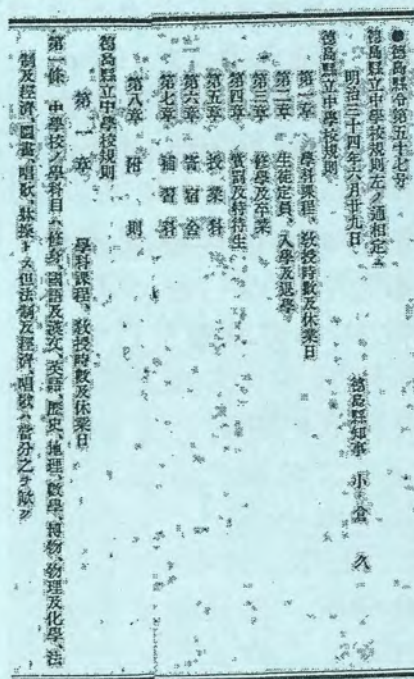
1875(明治8)年9月29日 布達第235号  
(達・自助社注釈の出版物取糺しの件)



## 県立学校の設立

県報を始め多くの資料には、学校の建設・改築時の様子が垣間見えるものがある。学校の創設などには当然のことながら莫大な資金が必要である。1888（明治21）年、旧藩主の蜂須賀茂韶は、徳島尋常師範学校と徳島中学校の敷地の購入費として902円という多額の寄付をしている。また、阿南の有力者・吹田忠蔵は1879（明治12）年に富岡中学校建築費として5円を、1886（明治19）年に徳島師範学校・徳島中学校両校建築費として2円を寄付している。さらに、後継の吹田儀平は1907（明治40）年に富岡小学校へ300円の寄付をしている。昭和に入り、徳島中学校が富田町から城南町に移転することが決まる。しかし、時代は金融恐慌を経て、世界恐慌・昭和恐慌へと突入する緊縮財政の只中。移築費集めは相当に苦勞したに違いない。卒業生や父兄会が合同して組織した徳島中学校改築促進会は、各方面に寄付を募ったようで、1931（昭和6）年には前出の吹田儀平に対して書面にて寄付を願い出たが、未使用の振込用紙が残っており、この時は寄付を出すことはなかったようだ。いつの時代も学校の建設は一大プロジェクトであり、大変な資金と労力が必要だ。

県立学校の運営指針である「徳島県立高等学校規則」は1958（昭和33）年に定められ、何度も修正を加えながら、現在まで用いられている。遡ると、明治期には徳島県令第57号（明治34年）「徳島県立中学校規則」が出され、それまでに設立されていた徳島・富岡・脇町の各中学校の運営基本指針が示された。この後、徳島県令第22号（明治37年）「徳島県立工業学校規則」が、第23号（明治37年）「徳島県立農業学校規則」が定められている。現在と違い、それぞれの教育課程に応じた規則が別に定められており、内容は一律ではない。例えば、保護者の元から通学できない場合には、入学時に保証人を明記した誓約書を提出する必要があるが、現在の規則では保証人は「独立の生計を営む成年者」と規定されている。県立工業学校規則・農業学校規則でも「成年ノ男子ニシテ一家計ヲ立ツル者タルヲ要ス」と、現在と内容は同じである。それに対して、県立中学校規則では「男子ニシテ相当ノ資産ヲ有ル者タルヘシ」と、経済的な要求が高くなっている。当時、県立中学校と工業・農業学校の授業料は同額であるにも関わらず、表現に大きな差が見られる。エリートを養成する使命のある県立中学校では、裕福なことが学力を担保する指標と見なされていたのだろうか。これを未成熟な社会による偏見とも捉えられるが、近年、経済力と学力の関係性については多くの指摘があり、時を隔てた共通点として興味深い。



明治34年徳島県令第57号  
徳島県立中学校規則



## 県報の作成過程

徳島県議会で条例を制定した際、徳島県は必ず県民に広く公布しなければならぬ。これを定めた条例が「徳島県公告式条例」で、国の地方自治法第 16 条の規定に基づいている。現在の条例は 1950（昭和 25）年 9 月 1 日に施行され、今でも生きている。

戦後、日本国憲法の制定をはじめ法体系が大きく様変わりする中で、徳島県の条例等制定についての事務も変わらざるをえなかった。

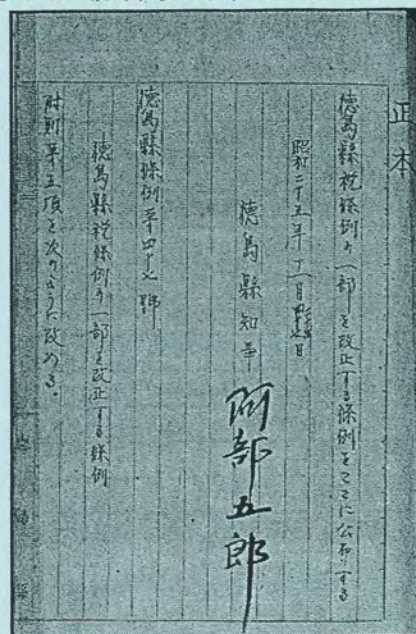
県条例などは戦前から、徳島県令第 23 号（明治 45 年 3 月 27 日）の「県令、告示及び告諭の公布方法」に第 1 条「県令、告示、諭告は徳島県報に登載するを以て公布式とする。」という条文があり、『徳島県報』という印刷物に登載することによって、県民へ公布することが定められていた。

徳島県文書課の「昭和 24 年例規」（K200200076）には 1948（昭和 23）年 12 月 22 日立案で徳島県規則、同訓令、告示及び告諭の「公告式」について知事決裁を受けた稟議書が綴じられている。前年 4 月 17 日に国の地方自治法が定められたが、これ以降もしばらく県規則などの公布方法は以前のままであった。同年 11 月 24 日の内務次官通牒により、なるべく府県令を廃止し、全文改正の形式で新たに県規則を設けるようにとの要望があり、同 24 年徳島県第 1 号の規則として 1 月 7 日にこの規則が定められた。この伺い本文中で、明治 45 年県令 23 号にある「公布式」という言葉は「公告式」と訂正されている。

同 24 年の「徳島県報」によれば、この規則に基づき同年 9 月 2 日徳島県条例第 18 号として県知事阿部五郎の名で徳島県公告式条例が公布され、公布日から施行されている。第 1 条には、徳島県条例は「徳島県報」に登載するをもって公告式とすること。第 2 条には、条例で施行期日を定めた場合以外、公布日から 7 日で施行すること。を定めている。

しかし、これではまだ「徳島県公告式」は定まらなかった。同 24 年「例規編冊」（K200200077）によれば、地方自治法が同 25 年 5 月 4 日に改正され、新しい第 16 条の規定に合わせて 8 月 31 日までの期限付きで県条例を変える必要があった。これにより条例の制定は、県議会の議決。→ 3 日以内に知事へ送付。→ 再議などがない限り知事が 20 日以内に公布（公布は徳島県報に登載して行う）。→ 公布して 10 日を経過して施行。という流れが定められた。

さらに、議会から送付を受けた条例原本は、公布の旨を記した前文と年月日を記入し、末尾に知事が署名することとなり、交付前に文書課へ送付され、条例番号が記入されて保管することになった。その一部が、現在当館に移管されてきている。



条例公布原本 県知事署名あり



## 展示資料一覧

No.	表 題	年 代	備 考
<b>徳島県の成立と県報</b>			
1	阿波国全図(分間図)	1870(明治3)年	イム01543
2	阿波国小区色分図	(明治初期)	イム01565
3	高知県土佐・阿波両国全図	1879(明治12)年	イム01556
4	南海四国全図 付淡路国	1880(明治13)年	イム01564
5	徳島県地図 全	1886(明治19)年	イム01538
6	徳島県管内布達第12号	1871(明治4)年	k200600279
7	高知県管内布達	1876(明治9)年	ナカサ00179
8	名東県権限布達番外	1876(明治9)年	k200600284
9	高知県管内布達番外	1876(明治9)年	ナカサ00315
10	高知県甲号達第295号	1878(明治11)年	k200600288
11	高知県甲号達第46・47号	1880(明治13)年	k200600293
<b>徳島の自由民権運動と県報</b>			
12	徳島県管内布達第235号	1875(明治8)年	イノウ00696
13	徳島県管内布達第185号	1875(明治8)年	k200600283
14	甲号管内達第21号	1879(明治12)年	k200600289
15	甲号管内達第22号	1879(明治12)年	k200600289
16	西国立志編 原名自助論	1871(明治4)年	ハヤシ00889
17	自助社通論書	1875(明治8)年	シヤ00004
18	結社の大意(自助社)	1874(明治7)年	シヤ00001
<b>県立学校の設立</b>			
19	平民吹田田忠蔵(賞与・富岡中学校建築費寄附の件)	1879(明治12)年	フキタ07896
20	蜂須賀茂韶(賞状 徳島尋常師範学校及徳島中学校敷地代寄付)	1888(明治21)年	ハチス00261
21	本県公布全書告示第53号	1896(明治29)年	k200600353
22	本県公布全書 徳島県令第22号	1901(明治34)年	k200600359
23	明治37年 本校規程類 徳島県立工業学校	1904(明治37)年	k200800041
<b>徳島県立光慶図書館の設立</b>			
24	徳島県立光慶図書館規則	1916(大正5)年	ナカセ00038
25	徳島県立光慶図書館10年報	1927(昭和2)年	イワ202995
26	大正5年縣報	1916(大正5)年	k200600373
<b>徳島県報の作成過程</b>			
27	例規編冊	1949(昭和24)年	k200200077
28	徳島県条例原本綴	1950(昭和25)年	k200200081
29	法令審査綴	1950(昭和25)年	k200200082
30	徳島県例規集 1 索引 総規 選挙	1949(昭和24)年	
31	徳島県報第2347号	1949(昭和24)年	K200200768
<b>御触から県報へ</b>			
32	御触控帳四番	1869(明治2)年	タケタ00111002
33	御布告写帳	1871(明治4)年	タケタ00111004
34	御用録	1873(明治6)年	カンタ00116
35	御用録	1874(明治7)年	カンタ00117

\*資料保存のため、期間中展示品が替わることがあります。

☆担当職員による展示解説 (文書館2階講座室・展示室)

日時:6月4日(日)・7月23日(日) 午後1時半より

文書館の逸品展

「県報から見る徳島県の歴史」

平成29年4月25日発行

編集・発行

徳島県立文書館